

加工食品クラスター輸出緊急対策事業実施規程

制定 令和6年3月15日

第1 目的

加工食品クラスター輸出緊急対策事業の実施は、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下、「交付規則」という。）、加工食品クラスター輸出緊急対策事業実施要領（令和5年11月30日5新食第2107号。以下、「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程によるものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、協同組合連合会又は独立行政法人。
- (2) 法人格を有しない団体で、株式会社JTBが農林水産省と協議の上、特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）。

2 1の(2)の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内に所在し、主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- (5) 補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

3 1の(2)の特認団体の申請をする団体は、別記様式第1号の特認団体承認申請書を提出し、株式会社JTBの承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、食品製造業は、中小事業者が大宗を占めており、事業者単独での輸出の取組が難しい状況にある。このため、複数の食品製造事業者等が連携した輸出の取組等を実施

するための以下の（１）及び（２）の取組への支援を実施する。

株式会社 J T B は、採択された事業実施主体が実施する（１）及び（２）に要する経費のうち、下記の補助対象経費に記載された経費を事業実施主体に補助するものとする。

（１）加工食品の PR、テストマーケティング、輸出人材育成等

加工食品の輸出における新規開拓・商流拡大に向けた商品の PR、テストマーケティング、輸出人材育成に係る費用等。

（２）輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等

輸出先国・地域の規制・条件（食品添加物、容器・包装、表示等）に対応した商品の開発・製造に必要な機械の導入等。

ただし、（２）の事業を実施する者は、中小企業者（資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下を満たすもの）又は主として中小企業者から構成される団体に限る。また、補助の対象となる機械は輸出向け加工食品の製造を拡大するために必要なもので、輸出向け加工食品の製造量等に応じた適正な処理能力を有するものであること。

（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む。）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、輸出人材に係る費用、PR スタッフの研修・活動費、保険費、需用費、役務費、賃借料、規制・ニーズ等の調査費、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費（原材料費及び調査費を含む。）、評価費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、機器導入経費・改良代・システム等（購入・設置に係る経費、エンジニア経費等）、商標の登録等に係る費用、試験販売等に係る経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、輸送費等）、データベースライセンス費等

第 4 補助率及び補助上限額

第 3 の（１）及び（２）の事業の補助率は、次に掲げるとおりとする。

（ア）食品製造事業者等を構成員とする団体の場合 定額（1 団体あたりの国庫補助金額については、2,000 万円を上限とする。）

（イ）事業実施主体が、（ア）以外の場合 1/2 以内（1 事業者あたりの国庫補助金額については、500 万円を上限とする。）

第 5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 7 年 3 月 17 日までとする。

第6 採択基準

採択基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、事業実施主体の採択にあたっては、以下の（１）から（８）までの要件を必須とし、（９）から（１７）までに該当する場合、加点するものとする。

【必須】

- （１）事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- （２）事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （３）事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- （４）事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
- （５）タイムリーな市場獲得のために専門家（商社、コンサル等）や他の事業者等と連携して事業を実施すること。
- （６）事業実施主体が、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/>）へ登録していること。
- （７）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第34条に規定する輸出事業計画の認定を受けていること又は事業実施期間中に認定を受ける予定であること。なお、定められた期間内に輸出事業計画の認定がなされていない場合、事業実施主体の責により、交付決定を取り消す場合がある。また、本事業に限り、輸出産地リストに掲載された実施主体の団体の会員は、団体の輸出事業計画に当該事業者の内容が明確に記載されている場合には輸出事業計画の提出を省略することができる。
- （８）輸出先国・地域向けに輸出可能な品目に係る取組であること。

【任意】

- （９）輸出先国・地域において販路を有する地域商社等が核となり、複数の食品製造事業者等が参画した輸出の商流構築に係る取組を行う場合
- （１０）コロナ後に世界各国でニーズが高まっている「冷凍食品」及び「健康志向食品」において、複数の食品製造事業者等が参画した輸出の商流構築に係る取組を行う場合
- （１１）３社以上の食品製造事業者が含まれる輸出の商流構築に係る取組を行う場合
- （１２）事業実施計画が農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和２年12月15日付け農林水産部・地域の活力創造本部決定）に定める重点品目（味噌、醤油、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料に限る。）が含まれている場合
- （１３）国産農林水産物を原料としている又は輸入原料から国産農林水産物へ原料切替した加工食品を輸出する場合
- （１４）地域文化・背景に根ざした加工食品であり、伝統的な製法等を紹介しつつ、その

加工食品を輸出する場合

- (15) 輸出先国・地域が求める ISO22000、FSSC22000、ハラール・コーシャ等の認証を取得済である場合
- (16) 食品製造事業者等を構成員とする団体が輸出に向けた取組を実施するために必要な資金について、当該団体の構成員から会費を徴収する等、自己で財源確保を行っている場合
- (17) 加工食品の輸出に関連する令和2年度以降の農林水産省の補助事業において、補助金を受けたことがない事業実施主体である場合

第7 事業の公募

- (1) 本事業へ応募する事業実施主体は、別記様式第2号により事業実施計画書を作成し、株式会社JTBに提出するものとする。
- (2) 株式会社JTBは、事業実施主体の選出にあたり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、食品製造事業者等を公募により採択するものとする。
公募選考会は、食品製造事業者等から提出された事業実施計画書が適切であるか等について審査を行うものとする。
なお、株式会社JTBは、事業実施主体を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。
- (3) 株式会社JTBは、(2)の審査の結果（採択又は不採択）を事業実施主体に対し、通知するものとする。

第8 事業の成果目標

事業実施主体の成果目標は、本事業実施年度の1年後とし、目標年度における輸出額、現行の輸出額からの輸出増加割合及び輸出量とする。ただし、その他の目標として(1)から(5)までも含めることができるものとする。

- (1) 国産原料の使用量・増加割合
- (2) 輸出先国の規制・条件に対応した商品の開発・製造等
- (3) ブランドの確立に向けた取組状況
- (4) 商談・契約件数
- (5) (1)から(4)以外の輸出に関する事項

第9 事業実施手続

1 補助金交付の申請

- (1) 第7の(3)により、採択の通知を受けた事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号により交付申請書を作成し、株式会社JTBに提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して

申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

- (3) 株式会社 J T B は、(1) の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施主体は、(1) の交付申請を取り下げようとするときは、提出した日から 15 日以内に別記様式第 4 号により交付申請取下書を作成し、株式会社 J T B に提出しなければならない。

2 事業の委託

事業実施主体は、事業内容の一部を他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項(1)及び(2)を事業実施計画書に記載し、あらかじめ株式会社 J T B の承認を得るものとする。ただし、事業の主たる部分(事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)については、他の者に委託して行わせるはならない。なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでない。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

3 契約等

- (1) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 5 号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体は、以下の(1)から(4)に掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式第 6 号により計画変更承認申請書を株式会社 J T B に提出するものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

(4) 第3の(1)及び(2)の経費の相互間における30%を超える増減

5 事業の中止または廃止

事業実施主体は、事業の中止または廃止を行う場合には、別記様式第6号により事業中止(廃止)承認申請書を株式会社JTBに提出するものとする。

6 事業遅延の届出

(1) 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を株式会社JTBに提出し、その指示を受けなければならない。

(2) 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができるが、株式会社JTBを通じて農林水産省の承認が必要である。

7 補助金の支払方法

補助金は原則として精算払とする。ただし、事業実施主体からの請求により、必要があると認められる金額については、次に掲げる概算払又は一部精算をすることができる。

(1) 民間事業者を除く事業実施主体が補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第7号による概算払請求書を株式会社JTBに提出しなければならない。

(2) 事業実施主体が補助金の一部について事業完了以前に精算を受けようとする場合は、別記様式第7号による一部精算請求書及び支払証憑、報告書(写真付き)を株式会社JTBに提出しなければならない。

8 補助金遂行状況の報告

事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第8号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに株式会社JTBに提出するものとする。ただし、同時に概算払を受けようとする場合は、別記様式第9号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

9 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は事業を完了したとき(廃止の承認があったときを含む。)は、その日から1ヶ月を経過した日又は令和7年3月17日のいずれか早い日までに事業実施計画に準じて別記様式第10号により実績報告書を作成し、株式会社JTBに提出するものとし、事業の実績については、事業の成果目標に基づき記載するものとする。

(2) 事業実施主体は、別記様式第10号による実績報告書を提出するに当たって、当該

補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 事業実施主体は、別記様式第 10 号による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 11 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに株式会社 J T B に報告するとともに、株式会社 J T B の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 第 9 の 6 に該当する事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 15 日までに前項の実績報告書に準ずる実績報告書を株式会社 J T B に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定等

- (1) 株式会社 J T B は、別記様式第 10 号による実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

11 成果の報告等

事業実施主体は、事業の成果について、事業実施年度から 3 年間、毎年度、別記様式第 12 号により実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の 5 月末までに株式会社 J T B に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ株式会社 J T B に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

株式会社 J T B は、事業実施主体が設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、成果目標が達成するまでの間、改善状況を報告させるものとする。

第 10 額の再確定

- 1 第 9 の 10 の (1) による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約

金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社 J T B に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 9 の 9 の (1) に準じて提出するものとする。

- 2 株式会社 J T B は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 9 の 10 の (1) に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 9 の 10 の (2) 及び (3) の規定は前項の場合に準用する。

第 11 交付決定の取消等

- 1 株式会社 J T B は、第 9 の 5 による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、実施規程に基づく株式会社 J T B の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 株式会社 J T B は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 株式会社 J T B は、取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 9 の 10 の (3) の規定を準用する。

第 12 収益納付

- 1 事業実施主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第 13 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の 5 月末日までに株式会社 J T B に報告するものとする。ただし、株式会社 J T B は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができる

ものとする。

- 2 株式会社 J T B は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、株式会社 J T B を通じて国庫へ納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、株式会社 J T B は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。
- 4 株式会社 J T B は、事業実施主体より相当の収益の納付があった場合には、農林水産省へ報告後、国庫へ納付するものとする。

第 13 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 14 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第 14 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の 1 から 4 までの条件の遵守を約する確認書を、株式会社 J T B を通じ、国に提出することを条件に、事業実施主体に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社 J T B を通じ農林水産省へ報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に株式会社 J T B を通じ、農林水産省と協議して承諾を得ること。

第 15 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を株式会社 J T B を通じ、国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第 16 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 3 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ株式会社 J T B の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を株式会社 J T B を通じ、国に納付することを条件とすることがある。

第 17 留意事項

- 1 輸出促進法第 13 条において、国、都道府県等及び株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することが定められ、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みが創設されている。このことから、本事業の実施に当たり、本申請に係る情報（事業者名、所在地、事業規模、事業内容等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く。）。
- 2 補助事業により整備した機器について、事業名・導入年月日を表示（プレートやシール等）すること。

第 18 報告又は指導

株式会社 JTB は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 19 守秘義務

事業実施主体は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。

なお、情報のうち第三者の機密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。